**様式第十一号**（第十条の十関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃 止  産業廃棄物処理業 　 　 届出書  変 更  年　　月　　日  　　八王子市長　殿  届出者  郵便番号  住　　所    氏　　名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号  ＦＡＸ  　　　　年　　月　　日付け第109- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係  廃止  る以下の事項について 　 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に  変更  おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 | | | | | |
|  | | 新 | | | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） | |  | | |  |
| 変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項） | | | | | |
|  | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 | | | | |
| （ふ り が な）  氏　　　　名 | | | 住　　　　　　　所 | |
|  | | |  | |
| （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 | | | | |
| （ふ り が な）  氏　　　　名 | | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　　籍 | |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　所 | |
|  | |  |  | |
|  |  | |
|  | |  |  | |
|  |  | |
| 廃止又は変更の理由 | | |  | | |
| 担当者又は担当部署 | | |  | | |
| 備考  　１　この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。  　２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとお  　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 | | | | | |

（日本産業規格　Ａ列４番）

**様式第十七号**（第十条の二十三関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃 止  特別管理産業廃棄物処理業 　　 　　届出書  　 変 更  　　　年　　月　　日  　　八王子市長　殿  届出者  郵便番号  住　　所    氏　　名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号  ＦＡＸ  　　年　　月　　日付け第109- - 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処  　　　　 廃止  理業に係る以下の事項について 　 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5  　　　　変更  第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 | | | | | |
|  | | 新 | | | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第  10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。） | |  | | |  |
| 変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項） | | | | | |
|  | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 | | | | |
| （ふ り が な）  氏　　　　名 | | | 住　　　　　　　所 | |
|  | | |  | |
| （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 | | | | |
| （ふ り が な）  氏　　　　名 | | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　　籍 | |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　所 | |
|  | |  |  | |
|  |  | |
|  | |  |  | |
|  |  | |
| 廃止又は変更の理由 | | |  | | |
| 担当者又は担当部署 | | |  | | |
| 備考  　１　この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。  　２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとお  　　り」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 | | | | | |

（日本産業規格　Ａ列４番）

**新旧対照表①（届出用）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更の  有無 | 変更事項 | 変更内容 | |
| 変更後 | 変更前 |
| 有・無 | 法人の名称、　　　　個人事業者の氏名 |  |  |
| 有・無 | 法人の本店所在地、  個人事業者の住所 |  |  |
| 有・無 | 法人の代表者 | 新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり | |
| 有・無 | 役員、顧問、  政令使用人等 |
| 有・無 | 株主、出資者 |
| 有・無 | 運搬車両 | 登録車両一覧表のとおり | |
| 有・無 | 登録車両の使用する駐車場所在地 |  |  |
| 有・無 | 取り扱う産業廃棄物  　の品目の減少 |  |  |
| 有・無 | 政令市における積替え保管許可の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

　注　記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

**新旧対照表②（届出用）**

　　・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。

　　・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない

　　　方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員等、５％以上の株主等） | 旧（役員等、５％以上の株主等） |
| １ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ２ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ３ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ４ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ５ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ６ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ７ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ８ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ９ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １０ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １１ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １２ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １３ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １４ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １５ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |

**新任者一覧表**

・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（市に登録のない方）のみ記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ふ り が な）  氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　所 |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |

**誓　約　書**

　八王子市長　殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第１４条第５項第２号（又は第１４条の４第５項第２号、第１５条の２第１項第４号）の規定のうち、以下に掲げる欠格事項について、該当しない旨誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠条文 | | 欠格事項の内容 |
| 法第１４条  第５項  第２号 | 法第７条  第５項  第４号 |
| イ(申請者)  ハ(法定代理人)  ニ(法人役員)  ニ、ホ  (使用人) | イ | ○　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 |
| ニ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ホ | ○　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　ホに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ(申請者)  ハ(法定代理人)  ニ(法人役員)  ニ、ホ  (使用人) |  | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| ヘ(申請者) |  | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

申請者、法定代理人※１、役員※２、使用人※３については、上記の欠格条項に該当しません。

　　　　　　　年　　月　　日

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

※１ 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。

※２　役員には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※３　使用人とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者をいう。（法施行令第４条の７）

**－　登録車両一覧表　－**

**新規　　　　台　　　抹消　　　　台**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車両番号 | | | | 届出内容 | 車両番号 | | | | 届出内容 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 5 |  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 10 |  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
|  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 15 |  |  |  |  | 新規・抹消 |  |  |  |  | 新規・抹消 |

＊届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

　　　新規＝新しく登録する車両　　抹消＝今回登録を抹消する車両

**登録車両の写真　－**

貼付台紙

（新規登録車両のみ）

・車両は、全体が概観できるよう斜め後より撮影してください。

・ナンバープレートが分かるように撮影してください。不鮮明な場合は、鮮明な写真を一枚追加してください。

斜め前方より

斜め後方より（上枠内の写真の対角より撮影）

|  |  |
| --- | --- |
| 産業廃棄物処理業  　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　欠格要件該当届出書 　　　　　　特別管理産業廃棄物処理業  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　八王子市長　殿  届出者  郵便番号  住　　所    氏　　名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号  ＦＡＸ  産業廃棄物処理業  　　　　　　　　　　　　　　 に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、  特別管理産業廃棄物処理業  　　　　 　　　第１４条の２第３項  　 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　 　　　　　　 　において準用する第７条の２第  　　　　 　　　第１４条の５第３項  　４項の規定により､関係書類等を添えて届け出ます｡ | |
| 許　可　番　号 | 第　１０９　－　　　　－　　　　　　　　　　　号 |
| 許 可 年 月 日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 欠格要件に該当する  　に至った年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 欠格要件に該当するに至った具体的な事由  （裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。） | |
| 備考 | |

（日本産業規格　Ａ列４番）

裏面あり

　※　次の該当する事項の番号に○を付けてください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　裏面

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第１４条第５項第２号イ | | |
| １  ２  ３  ４  ５  ６  ７ | 法第７条第５項第４号 | |
| イ | 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの |
| ロ | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ニ | この法律、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ホ | 第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | 第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を　含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ヘに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ８　法第１４条第５項第２号ハ  　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第７条第５項第４号イからトまでのいずれかに該当するもの | | |
| ９　法第１４条第５項第２号ニ  　　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第７条第５項第４号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの | | |
| 10　法第１４条第５項第２号ホ  　　個人で政令で定める使用人のうちに法第７条第５項第４号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの | | |